

第11回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和3年11月15日(月)

場所 市役所4階 401大集会室

議事日程

- 議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について (申請件数 3件)
- 議案第2号 生産緑地の買取り申出に伴う意見について (申請件数 2件)
- 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について (申請件数 3件)
- 議案第4号 農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について (申請件数 1件)
- 報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 1件)
- 報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 3件)

応召委員(13名)

1番	波多野雅之	2番	森谷 常夫
3番	加藤 武	4番	荒幡 善政
5番	比留間 望	6番	奥住 雄一
7番	高橋 文雄	8番	安彦 祥子
9番	内野 一彦	10番	宮崎 義憲
11番	峰岸 豊	12番	加園 好久
13番	石川 裕一		

職務のために出席
した者(事務局)

事務局長 中村 顕治
事務局次長 本木 豊
事務局書記 川島 一利

午後3時55分開会

議長
(石川 裕一君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、
誠にありがとうございます。

これより第11回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は13人全員であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長
(石川 裕一君)

異議なしと認め、4番荒幡善政委員と11番峰岸豊委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、3件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

議案第1号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、3件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成24年2月14日に相続し、前回調査は、平成30年10月15日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成9年3月13日に相続し、前回調査は、平成30年11月15日になります。

申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は①が畑、②が山林でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成27年3月18日に相続し、前回調査は、平成30年11月15日になります。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告していただきます。
それでは奥住部会長、よろしくお願いいたします。

6番
(奥住 雄一君)

本日午後2時から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、3件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、ナス、トウガラシ、タマネギ等が、②の農地は、ネギ、ニンジン、ホウレンソウ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①から③の農地は、サツマイモ、ブロッコリー、キャベツ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①と②の農地は、ダイコン、赤カブ、チンゲンサイ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。
はい、加園委員。

12番
(加園 好久君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。

議長
(石川 裕一君)

はい、森谷委員。

2 番
(森谷 常夫君)

2 番、3 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第 1 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は証明書の発行をしたいと思っております。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第 1 号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第 2 号「生産緑地の買取り申出に伴う意見について」、2 件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

生産緑地法の買取り申出に伴う意見について、令和 3 年 1 月 5 日付で市長より 2 件の照会がございました。

申請番号 1 番、主たる従事者、土地の所在地、地積、地目は記載のとおりとなります。故障事由については、別添の診断書のとおりとなっております。

申請番号 2 番、主たる従事者、土地の所在地、地積、地目は記載のとおりとなります。故障事由については、別添の診断書のとおりとなっております。

なお、今回の意見照会に対しまして、2 件ともに、令和 3 年 1 月 9 日に、会長、会長職務代理者及び事務局で、対象者と面談し、対象者が主たる従事者であること、また、農業に従事することが困難であることを確認しております。

事務局といたしましては、主たる従事者の故障と判断する旨を、武蔵村山市長に対して回答したいと考えておりますが、委

員の皆様の御意見を伺いたいと思っておりますので、よろしく
お願いいたします。

以上でございます。

議 長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきまして
も、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議してお
ります。その結果を奥住部会長に報告していただきます。

それでは奥住部会長、よろしくお願いいたします。

6 番
(奥住 雄一君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行
い協議した結果を報告いたします。

議案第1号「生産緑地の買取り申出に伴う意見について」、
2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、サト
イモ、ピーマンが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんで
した。

申請番号2番の農地でございますが、作付け準備中
でした。

現地は適正に管理されており、問題はございません
でした。

また、申請番号1番及び2番について、11月9日に会
長、会長職務代理者、事務局で、本人と面接して協議して
おり、問題はないということです。農業の主たる従事
者として認めてよろしいと思われれます。

議 長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺いま
すはい、加藤委員。

3 番
(加藤 武君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。
特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議 長
(石川 裕一君)

はい、荒幡委員。

4 番
(荒幡 善政君)

2番の申請地につきまして、現地を確認しております。
特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議 長
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第2号「生産緑地の買取り申出に伴う意見について」は、農業委員会の意見を添えて、都市計画課に報告したいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、主たる農業従事者であると都市計画課に報告いたします。

次に、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、3件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、3件申請がございました。

申請番号1番の農地につきまして、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和3年5月18日、申請人の母の死亡により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものでございます。

申請番号2番の農地につきまして、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和3年11月15日、農業従事者本人の故障により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものでございます。

申請番号3番の農地につきまして、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和3年11月15日、農業従事者本人の故障により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものでございます。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告していただきます。それでは奥住部会長、よろしく願いいたします。

6番
(奥住 雄一君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、3件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①から③の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、サトイモ、ピーマンが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第3号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。はい、森谷委員。

2番
(森谷 常夫君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はございませんでした。よろしく申し上げます。

議長
(石川 裕一君)

はい、加藤委員。

3番
(加藤 武君)

2番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はございませんでした。よろしく申し上げます。

議 長
(石川 裕一君)

はい、荒幡委員。

4 番
(荒幡 善政君)

3番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思えます。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第3号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第4号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第4号、農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について、1件申請がございました。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき作成される農用地利用集積計画に基づき、利用権の設定を行うものでございます。

申請番号1番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりでございます。

利用権設定の期間は令和3年12月1日から令和8年3月31日までの4年4か月間となります。

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の認定農業者でございます。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告していただきます。

それでは奥住部会長、よろしく願いいたします。

6番
(奥住 雄一君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第4号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第4号につきましては、承認してよろしいかと思えます。

議長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

なお、1番の申請地につきましては、私から報告します。現地を確認して、特に問題はありませんので、よろしくお願い致します。

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第4号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」は、承認したいと思えます。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第4号につきましては、承認することといたします。

次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

報告第1号、農地法第4条の規定に係る会長専決処理について、1件ございます。

本件は、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届け出でございます。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、駐車場でございます。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、荒幡委員。

4番
(荒幡 善政君)

1番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に問題はありませので、よろしく申し上げます。

議長
(石川 裕一君)

他に御意見等ございませんか。

委員

なし。

議長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、3件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

報告第1号、農地法第5条の規定に係る会長専決処理について、3件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、申請番号1番と2番が資材置場、申請番号3番が一般住宅でございます。

議長
(石川 裕一君)

以上でございます。

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

なお、1番、2番、3番の届出地について、私の方からまとめて報告します。現地を確認して、特に問題はありませんので、よろしくお願ひします。

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第11回総会を終了いたします。
大変お疲れ様でした。

午後4時15分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和3年11月15日

会長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩